

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 7 4 号

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正
する条例

(相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相模
原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、その」を「その」に、「議員には」を「、議員には」に、「つい
た」を「就いた」に改める。

第 4 条第 1 項中「招集」を「、招集」に、「、旅行した」を「旅行した」に改
め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、相模原市職員等の旅費に関する条例(令和
8 年相模原市条例第 7 2 号)の規定により市長及び副市長に対し支給する旅費
の例による。

第 4 条第 3 項から第 9 項までを削る。

別表を削る。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年
相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「額及び」を「額並びに」に改め
る。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の旅費の額は、次の各号に掲げる特別職職員の区分に応じ、当該各号に
定める額とし、その支給方法は、相模原市職員等の旅費に関する条例(令和 8

年相模原市条例第72号。以下「旅費条例」という。)の規定により旅費条例第1条第1項に規定する職員に対し支給する旅費の例による。

(1) 別表第1の1の項から8の項までに規定する特別職職員 旅費条例の規定により教育長及び常勤の監査委員に対し支給する旅費に相当する額

(2) 別表第1の9の項から36の項までに規定する特別職職員 旅費条例の規定により旅費条例第8条第1項第5号に規定する7級以上の職員等に対し支給する旅費に相当する額の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

第5条第3項から第9項までを削り、同条第10項中「鉄道賃、車賃又は自動車その他の交通の用具の使用」を「移動」に、「、必要」を「必要」に改め、同項を同条第3項とし、同条第11項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第1中「、第5条」を削り、同表費用弁償の額の欄を削る。

(相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年相模原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料(以下「鉄道賃等」という。)」を「旅費」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の旅費の額は、相模原市職員等の旅費に関する条例(令和8年相模原市条例第72号)の規定により同条例第8条第1項第5号に規定する7級以上の職員等に対し支給する旅費に相当する額の範囲内において市の機関が市長と協議して定める額とし、その支給方法は、同条例の規定により同条例第1条第1項に規定する職員に対し支給する旅費の例による。

第2条第4項から第9項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定、第2条の規定による改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項の規定並びに第3条の規定に

よる改正後の相模原市証人等の実費弁償に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。